

(レポートと資料を拝見した上での若干の感想)

市村 陽典

レポートによれば、今年度は、受験者 75 名（志願者 85 名）、合格者 26 名、入学予定者 17 名ということである。志願者数が昨年の 137 名に比べて大きく減少していることは、将来を考えると深刻に受け止めるべき現象である。

この点について、レポートは、「今年度の司法試験の成績が振るわなかったことにその原因がある」と分析している。確かに、司法試験の結果をみると、最終合格者は 6 名にとどまり、うち新卒合格者 1 名ということ、受験者 51 人、短答式の合格者 38 名を前提とすれば、低い数字といわざるを得ない。

また、研究科の 1 年生 15 名のうち、進級したものは 7 名で、残りの 8 名は原級となったことも問題であるように思われる。

そのため、このままでは、質のよい学生の減少→司法試験における合格者・合格率の低下という負のスパイラルに陥ることが懸念される。

このような状況下において、貴研究科では、①大学院の入試において、質を重視する姿勢への転換を図り、②司法試験の論文式合格率を改善するために、論述能力向上を企図して、カリキュラム改革や授業改善を模索していることがレポートに記されている。

これらは、一般論として異論はないところであるが、①大学院として経営できる最低の規模を保ちながら、合格者の質を上げるには、やはり一定規模以上の受験者を確保しなければならず、②そのためには、司法試験において受験生に希望を抱かせるような実績をあげる必要がある。

レポートによれば、そのための施策として、カリキュラム改革や授業改善があげられているが、これらは具体策が示されていないので、この点の予測や評価は困難である。

しかし、これらの点について、具体的にどのような改革・改善を行うかこそが最も重要な課題であると思料する。

この点については、レポート及び資料を拝見した限りでは、普段の基礎的な授業において、「自らの頭で事案を分析整理して、それに対する法律的な処理の在り方を論理的に組み立てる能力」の涵養こそが大事ではないかと考える。短答式には強いが論文式は苦手という人は、論述する力・書く力が不足している以前に、自らの頭で考えて論理を組み立てる能力が磨かれていないことが少なくない。この点の力が伸びれば、書いたものも、内容が整理されたわかりやすいものなるものと思われる。

このような能力を磨くためには、普段の授業において個々の学生の能力と進度をみながら反復訓練による指導が有効であり、手間がかかるが、貴研究科においては、学生数が比較的少ないこと、これまでの「法文書作成指導」を廃止したことにより、その分を他に振り向ける余裕はあるのではないかと考えられることから、このような方向性を上記のカリキュラム改革や授業改善の具体的な施策の中に取り入れることが有益なように思われる。

意見

1 法文書作成指導の廃止について

法文書作成指導の科目廃止は非常に残念に思います。法文書について体系的・理論的に教えられる場としては、「理論と実務の架橋」を謳う法科大学院以外に適当な場が考え難いからです。

ただ、私は以前から貴校も採用しておられるような各種書面の起案指導という形態は、法文書作成に関する講義としては不適當あるいは不十分であると考えています。

まず、対象とする法文書ですが、法律家が職務上作成する文書と理解して、契約書や遺言書なども対象とする場合が多いように思います。しかし、私としては、法文書を「事実  
に法律を適用して問題を解決する際の法律家の思考過程を文書化したもの」と理解することで、この講義の目的や指導方法が明確になると考えます。

その上で、講義の内容は、①法文書の意味・目的・構造等を理解させること、メタ法文書論といえるもの、および②法文書作成の作法といった法文書作成一般に通じる技術論、から成るように思われます。

①についてですが、法律問題の解決は、F（事実）×R（法）＝C（結論）と定式化でき、更に、F、Rについてはそれぞれ選択（単に選択すればよい場合）、と論証（その正当性を論拠をもって示すことが必要な場合）が考えられます。

法文書の構造としてみると、事実（前提とすべき事実の記述または論証）＋法規範（適用すべき法規範の記述または論証）＋事実への法規範の適用＋結論という形になります。

	F(選択)	F(論証)
R(選択)	訴状	
R(論証)	(新司法試験)	最終準備書面・弁論要旨

法律文書はこのマトリックスの何れかに分類することができます。事実を証拠によって基礎づけ、法令解釈の正当性を判例その他で基礎づける形の民事訴訟の最終準備書面や刑事訴訟の弁論要旨・論告などは F(論証)R(論証) 欄に位置づけられます。これに対し、訴状や起訴状では、事実関係と適用法令を主張することで十分であり、その論証までは求められていません。司法試験の論文解答は一種の法律文書と理解することが可能ですが、新司法試験の事例問題では、F は関連事実を選択するだけでよく、R を論証することが求められるので、F(選択)R(論証)欄に位置づけられます。ちなみに、旧司法試験では F については予め指定され選択の余地がなく、R(論証)のみが試されていたといえます。司法試験を法文書作成との観点で考えることは、答案作成指導ではない正当な講義が結

果的に答案作成指導の意味を持ちうることを意味します。

ちなみに、旧司法試験と新司法試験を比較すると次のようになります。

	法規範	事実
選択	旧 ○	旧 ×
	新 ○	新 ○
論証	旧 ○	旧 ×
	新 ○	新 × (司法修習の対象)

記述・主張型の法文書と論証・説得型の法文書（サイエンスかアートか）の違いを理解させることも重要です。

法文書の最も重要な部分は論証ですが、これはFについては証拠・証拠法則・経験則を使って行うこととなります。Rの論証は法源論・法解釈論の問題です。法科大学院でFの論証まで踏み込むことは難しいと思いますが、Rの論証については、貴校でも開講されている「法学入門講義—法解釈入門—」と連携することが考えられます。

上記のような一般論を講義した後、具体的な法文書（判決・準備書面・調査報告書等）を使って、それがどのような法文書としての性質を持っているか、論証がどのように行われているかを講義し、理解させることが重要と思います。

②については、修習生に対し法文書作成のゴールデン・ルールとして説明したことがありますので、それを転記します。

- ア 法文書は読ませるものではない、読んでいただくものである。
- イ 自分の書きたいことを書くな、読者の読みたいことを書け
- ウ まず何を書くか、次にどう書くか
- エ 読者を迷子にするな、ゴールは予め伝えておけ
- オ 人見て法を説け、平易さと正確さのバランスは読者で決まる
- カ 気持ちは熱く、頭脳は冷静に
- キ 書式はその意味を理解して使え
- ク 結論を明確に、不明というのも一つの結論
- ケ 論証には具体的な根拠が必要、君がどう思うかは関係ない
- コ 起案は1週間寝かせろ、1週間後の自分は他人
- サ 他人の振り見て我が振り直せ、何からでも学ぶことはできる

このルールを具体的な事例を用いて説明することで、作法の意味するところを理解させることが必要です。

講義の基本的な部分は最低で3回、多くても5回あれば十分だと思います。重要なこ

とは、ここで指導する内容について教員間で共通の認識を持ち、その後の講義・演習において繰り返しそれぞれの講義に関連してこの内容を指摘し、復習させることだと思います。

その意味では、講義は学生が法律の基本的な部分を学び、法律に違和感を抱かなくなったころ、具体的には1年次の1学期の後半ということが考えられます。

具体的に書面を作成させることも考えられますが、特定の種類の書面の作成が目的となることは避ける必要があります。

## 2 未修1年生の指導について

貴校修了者の司法試験の結果をみると、短答式合格者は一応の水準を維持しているようですが、最終合格者数は不十分ということになります。これは、貴校の現在の授業を前提にした場合、法律知識の習得がやっとならば、その具体的適用能力の習得までには至っていないということを示しているように思われます。あるいは、法律実務は、議論を通じて結論を導き出す作業であるとの認識も欠けているのかも知れません。

法科大学院では、学ぶべきことに対して授業時間が制限されており、法的知識の習得まで授業を行うことは困難であり、授業は習得した法的知識の適用能力の指導が中心とならざるを得ません。これは一面では正当なことといえます。

そこで、学生の法律知識習得を援助することが必要となりますが、その1つの方策として次のようなことが考えられます。即ち、各科目について、使用する教科書及びシラバスを前提に、習得すべきと教員が考える法規範を問題に取り込んだ短答式問題を作成して大学のサイトに置き、授業時間外に学生各自に受験させる。受験は何度でも可能とするが、各回の講義に出席するためにはその部分の短答問題について50点以上をとっていることを要求し、また、期末試験の受験資格としてこの短答式試験で80点以上をとっていることを要件とする。

これは学生の学習の補助ということが目的であり、司法試験の短答式と同じレベルである必要はないと思われます。むしろ、基礎的な点を幅広く問うようなものとするのがよいと思われます。

コロナウイルス対策で授業が開講されない現在は、こうした準備をするのに適当な時期ではないでしょうか。

### 例題1

次のカッコ内に入る適切な言葉を以下のAからEの中から選べ。

国と個人との関係を規律する法を(①)と呼ぶのに対し、個人と個人間の関係を規律する法を(②)と呼ぶ。交通事故を起こした者に刑事責任(懲役・罰金等)を科すことを定める刑法は(③)に属するのに対し、加害者が被害者に損害賠償責任を負うことを定める法律は(④)に属する。(⑤)の基本法は民法であるが、消費

者契約法や借地借家法などの民事特別法のほか、商法等特定の分野に適用されるものもある。

A私法 B特別法 C保護法 D公法 E司法

解答欄

① ( ) ② ( ) ③ ( ) ④ ( ) ⑤ ( )

### 例題2

次の錯誤に関する説明のうち正しいものを選び（複数ある場合もある）

- ① 錯誤に基づく意思表示はすべて取消しうる。
- ② 表示上の錯誤や内容の錯誤による意思表示は無効であるが、動機の錯誤による意思表示は取消しうるに過ぎない。
- ③ 動機の錯誤による意思表示は、動機が表示され、意思表示の内容となった場合には無効となる。
- ④ 錯誤による意思表示の取消は、善意無過失の第三者に対抗することができない。
- ⑤ 民法の錯誤に関する規定は平成29年改正で大きく変わった。

解答欄

( )

### 3 入学者の質について

入学者の質が悪いから司法試験合格者が少ないと教育機関である法科大学院が言うことに違和感があります。

また、「司法試験に合格が期待できる者」という基準が何を指すのか不明です。

どうも、法科大学院設置の理念から外れていっているように感じられます。

以上

## 学習院大学法科大学院の現状と課題についての所見

小早川光郎

ご送付いただいた貴法科大学院に関する「資料1～8」および3月18日に追加送付された「教育連携協議会報告・追加版」（現状と課題についてのレポート。以下では「追加レポート」と呼ぶ。）と、それに加えて、学習院大学ウェブサイトより、平成30年度法科大学院認証評価に係る「自己評価書」・「評価報告書」と、「法科大学院ガイド」等の資料を拝見しました。そのうえで、以下、貴法科大学院の教育課程等の現状と課題についての所見を述べ、併せて若干の質問をさせていただきます。

### I 3ポリシーについて

○ 資料3の3ポリシーに関しては、卒業認定・学位授与の方針（DP）および入学者受入れの方針（AP）は、いずれも的確・簡潔にわかりやすくまとめられており、また、教育課程編成・実施の方針（CP）は、カリキュラムの内容・教育方法に係る方針のみならずカリキュラムの評価に係る方針等も含めて丁寧に情報開示がされていると感じました。

○ なお、資料3の内容（=[A]）は、大学ウェブサイト（「3つのポリシー」の、法務研究科のページ）に掲載されているもの（=[A]）だと思いますが、これに対し、上記の自己評価報告書（8頁）においてDP・CPとして記述されているところ（=[B]）は、資料3のものとは外形的にかなり差異があり、内容的にも若干異なる点があるように見受けられました。現在における貴法科大学院のDP・CPを示す文書は、[A]のほうであると理解してよろしいでしょうか。

### II カリキュラム改革について

○ 認証評価において繰り返し改善の指摘がされていた「法文書作成指導1～4」の科目を廃止したこと、および、今後は別の方法で論述能力の涵養を図っていくことについては、その経緯と趣旨を確認し（追加レポート、自己評価書、評価報告書、資料4の履修規程等による）、了解しました。

○ 商法関係での最近のカリキュラム変更は、「会社法1～3」について「商法1～3」に名称を変更し、選択の展開・先端科目（平成30年度まで?）であった「商法総則・商行為法」について必修の法律基本科目である「商法4」に名称・種類を変更したものと理解（追加レポート、自己評価書、評価報告書、資料4の履修規程等による。）しましたが、順当な変更であると思います。

○ 令和2年度から「民事取引法実務」が展開・先端科目として新たに開設されたとのこと（資料4の履修規程による。）ですが、関心の持たれるところです。どのような趣旨で開設されたのか、ご教示いただければ幸いです。

○ 法曹コースとの連携や、司法試験の在学中受験の導入に伴って必要となるカリキュラムの見直しは、法科大学院教育の基本理念とも関わり、かつ、カリキュラムの具体的な設計においてもご苦勞が多いでしょう（なお、前者に関しては、法曹コースを置く大学・学部との間の協議・調整それ自体にも腐心されていることと拝察します）が、それぞれ適切に取り組んでいかれるものと期待しています。

### III 入試（入学者受入れ）について

○ いろいろご苦勞が多いでしょう。特待入試の区分を設けて学力優秀者の出願を誘導する一方で、“法科大学院2校目”や“予備試験に長年挑戦”等の者については基礎から学習しなおす意欲を見る、としておられること（追加レポート、ウェブサイトの「法科大学院／

入試情報」のページ、入学試験要項等による。)は、なるほどと思いました。

#### IV 進級判定および共通到達度確認試験結果の取扱いについて

○ 1年次から2年次への進級に関し、GPAを基本としつつ一定の微妙な範囲にある者については共通到達度確認試験の結果も斟酌するという方式は、それ自体合理的であり、後者の斟酌の度合いも適切なものであると考えます。その結果としての進級率は、休学者を分母に含めて計算すると47%、含めないで計算しても58%で、成績評価がかなり厳格に行われていることが認められます。また、2年次から3年次への進級は、原則としてGPAによるとされていますが、実績としては進級率70%となっており、成績評価が厳格に行われていると考えられます。(同上。)(以上、追加レポート、資料4の履修規程等による。)

#### V 修了生の進路の把握について

○ 資料6は、修了生の進路(現況?)が分かりやすい一覧表で示されており、有益です。司法試験合格者以外の修了者がその後どうしているかの把握は、重要であり、かつ、困難も伴うと考えます。表中にある「不明」の数を多いと見るか少ないと見るかは、どちらとも言えるかと思いますが、修了者の進路なり現況なりを把握する方法について貴法科大学院で何か工夫をしておられるか、教えていただければ幸いです。

#### VI 法務研修生・法務研究生制度について

○ 今回の資料では、法務研修生・法務研究生に関する事項はそれ自体としては取り上げられていませんが、多くの法科大学院にとってそれなりに重要な問題です。貴法科大学院で、修了直後の期間についての(目前の司法試験受験に向けての、そして無料の)法務研修生と、10月から9月までの期間で受け入れる(次回以降の受験に向けての)法務研究生という、2本立ての制度を設けておられること(ウェブサイトの「法科大学院/修了生への支援」のページによる。)は、一つの合理的な制度設計の形であるように思いました。

(以上)